



令和6年10月25日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和10年まで）等が掲げられています。

近年、過労死等の労災支給決定件数は増加傾向にあり、また、本年4月からは、建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、時間外労働の上限規制が適用されています。

このような状況の中、神奈川県内における年間総実労働時間（令和5年）は1967時間（全国1962時間）、週労働時間35時間以上の労働者に占める週労働60時間以上の労働者の割合（令和4年）は7.9%（全国7.8%）であり、依然として長時間労働の実態が認められます。また、年次有給休暇取得率（令和4年）は64.2%（全国62.1%）となっており、2025年に70%という政府目標には及ばない状況にあります。

このようなことから、神奈川労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしく御願い申し上げます。



1 働き方の見直しに向けた取組を進めるため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
- ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

2 本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

- (1) 建設工事の発注者となる場合には、週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること
- (2) 荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 十分な納品リードタイムの確保
- ・ 運送を考慮した出荷時刻の設定等

3 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

神奈川労働局長



神勞発基 1025 第 1 号の 21
令和 6 年 10 月 25 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
代表者 殿

神奈川県労働局長



11月の「過労死等防止啓発月間」・「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」
に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月1日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、毎年11月は「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」です。

つきましては、別添を参考に、貴団体のホームページへの記事の掲載やメールマガジンの配信等につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

別添につきましては、ホームページへのリンクを貼り付けた電子データをお送りさせていただきますので、メールで御連絡いただけましたら幸いです。

同封いたしましたリーフレット等につきましては、部数に余裕がございますので、御連絡いただけましたら送付させていただきます。

なお、ホームページに掲載等いただいた場合には、御一報いただくと幸甚に存じます。

メールアドレス kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

○過労死等防止に関する特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



○「しわ寄せ」防止特設サイト

※リーフレット等の電子媒体を以下のサイトに掲載しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



神奈川県労働局 労働基準部監督課
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
電話 045-211-7351 (担当：柏原)



11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月1日（金）に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 11月1日（金）13：30～16：30
（参加受付 ※参加無料）
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は下記の特設ページを参照ください）

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign_00004.html
- **過重労働相談受付集中期間** 11月1日（金）から11月7日（木）まで
 - ・ 神奈川労働局・最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）
 - ・ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】
電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）
（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>
- **過重労働解消相談ダイヤル** 11月2日（土）9：00～17：00
 - 電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）
 - 労働基準監督官が、相談に対応します。
- **SNS（LINE）相談【委託事業】** 11月2日（土）9：00～21：00
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>
労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。
- **過重労働解消のためのセミナー**
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>